

# 入 札 説 明 書

件 名

ガスサロン清掃業務

【制限付き一般競争入札】

(低入札価格調査対象案件)

仙 台 市 ガ ス 局

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、仙台市ガス局契約規程（昭和39年仙台市ガス局規程第8号。以下「規程」という。）、清掃警備業務の委託契約に係る一般競争入札実施要綱（平成30年9月27日管理者決裁）、仙台市ガス局入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日管理者決裁。以下「要綱」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、仙台市ガス局（以下「本局」という。）が発注する調達契約に関し一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 公告日 平成31年2月7日

2 入札担当部局, 問合せ先及び契約条項を示す場所

- (1) 所在地：〒983-8513 仙台市宮城野区幸町五丁目13番1号
- (2) 担当課：仙台市ガス局総務部財務課契約係 電話022-292-7718
- (3) 調達責任者：仙台市ガス事業管理者

3-1 競争入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 **ガスサロン清掃業務 一式**
- (2) 案件内容 別添仕様書のとおり
- (3) 履行場所 別添仕様書のとおり
- (4) 履行期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで  
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

3-2 低入札価格調査

本入札は、低入札価格調査対象案件である。次の関係要綱及び要領をよく確認すること（別添参考資料を参照のこと）。

- (1) 業務委託契約に係る低入札価格調査要綱（平成16年12月28日管理者決裁）
- (2) 業務委託契約に係る低入札価格調査要綱実施要領（平成16年12月28日管理者決裁）

4 入札参加者に必要な資格

制限付き一般競争入札参加申請書の提出期限の日から開札の時までの期間において、次に掲げる要件をすべて満たす者で、本局の審査により本入札の入札参加者に必要な資格があると認められた者とする。

- (1) 仙台市における平成29・30・31年度競争入札参加資格（物品）の認定を受けている者であること。また、当該資格において、営業種目を「ビルメンテナンス」で登録している者であること。
- (2) 仙台市内に本店を有すること。
- (3) 施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (4) 要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年11月10日管理者決裁）第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (8) 資本金10,000,000円以上であること。
- (9) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づく建築物環

境衛生総合管理業の登録をしていること。

- (10) 延床面積1,000平方メートル以上の建築物についての対象面積が650平方メートル以上の清掃経験（ただし、清掃の態様及び頻度において本件と比して同等以上と認められること）が2年以上連続してあること。
- (11) 建築物の窓の清掃経験（ただし、清掃の態様及び頻度において本件と比して同等以上と認められること）が2年以上連続してあること。
- (12) 清掃業務における業務経験が6年以上ある者、または職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づくビルクリーニング技能士の資格を有する者を、業務責任者として選任できること。
- (13) 社会保険適用事業所であり、保険料等の滞納がないこと。

## 5 入札参加者に必要な資格の確認等

- (1) 本入札の参加希望者は、4に掲げる入札参加者に必要な資格を有することを証明するため、次に従い、制限付き一般競争入札参加申請書及び添付書類（以下「制限付き一般競争入札参加申請書等」という。）を提出し、本局から入札参加者に必要な資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに制限付き一般競争入札参加申請書等を提出しない者及び入札参加者に必要な資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

### ア 申請書類：①制限付き一般競争入札参加申請書

②建築物環境衛生総合管理業の登録証の写し

③類似清掃業務の実績調書（別紙様式1）

※③④で履行内容が確認できないときは、追加資料の提出を求める場合がある。

④類似清掃業務の契約書（仕様書を含む）の写し又は業務履行証明書（原本）

⑤業務責任者に関する調書（別紙様式2）

⑥ビルクリーニング技能検定合格証書の写し（4(12)につきビルクリーニング技能士の資格を有することをもって参加資格有りとする場合に提出すること）

⑦労働保険概算・確定保険料申告書の写し（直近のもの）

⑧健康・厚生年金保険料の領収済通知書又は納入証明書の写し（申請日において納期が到来している直近2回分）

イ 提出期間：平成31年2月7日から平成31年2月25日まで（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前8時30分から正午まで及び午後0時45分から午後5時まで。郵送の場合は、平成31年2月25日を受領期限とする。）

ウ 提出場所：〒983-8513 仙台市宮城野区幸町五丁目13番1号  
仙台市ガス局総務部財務課契約係 電話022-292-7718

エ 提出方法：持参又は配達証明付き書留で郵送すること。

なお、事前に電話連絡をしたうえで郵送すること。

- (2) 制限付き一般競争入札参加申請書の様式は、本局ホームページよりダウンロードすること。

<http://www.gas.city.sendai.jp/top/contract/notice/index.php>

- (3) 入札参加者に必要な資格の確認は、上記の提出期限の日以降、本局の審査により行うものとし、その結果は平成31年3月1日までに通知する。なお、本入札への参加資格があると認められた者に対しては本入札に係る「制限付き一般競争入札参加資格認定通知書」を交付する。
- (4) 上記(3)に示す「制限付き一般競争入札参加資格認定通知書」を交付された者であっても、開札が終了するまでは、入札を辞退することができる。入札を辞退するときは、辞退届

(任意様式)を上記(1)ウの場所に提出すること。

## 6 仕様書に対する質問

- (1) 本入札の参加希望者で、別添仕様書に対する質問(見積に必要な事項に限る。)がある場合は、次により提出すること。
  - ア 提出書類：質疑応答書(別添様式。質問事項を記載すること。)
  - イ 提出期間：5(1)イに同じ。
  - ウ 提出場所：5(1)ウに同じ。
  - エ 提出方法：5(1)エに同じ。
- (2) (1)のすべての質問に対する回答は、平成31年3月4日までに、本入札説明書を公開しているホームページ内に掲載する。

## 7 参考資料(図面)の貸出

- (1) 本入札の参加希望者で、参考資料(図面)の貸出を受けることを希望する場合は、次に従い申込みを行うこと。
  - ア 提出書類：資料(図面)貸出申込書(別添様式。必要事項を記載すること。)
  - イ 提出期間：平成31年2月7日から平成31年2月25日(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前8時30分から正午まで及び午後0時45分から午後5時まで)
  - ウ 提出場所：5(1)ウに同じ。
  - エ 提出方法：持参すること(郵送その他の方法による提出は認めない。)。また、身分を確認できるもの(自動車運転免許証、パスポート、会社発行の写真付身分証等すべて原本)を提示すること。
- (2) 参考資料(図面)は資料(図面)貸出申込書を持参した者に直接手渡しで貸し出すものとする。郵送による貸出は行わない。
- (3) 貸出を受けた参考資料(図面)は、制限付き一般競争入札参加申請書等の提出を行わなかった場合は平成31年2月25日までに、制限付き一般競争入札参加申請書等の提出を行った場合は平成31年3月8日又は入札への参加を辞退することとなった日までに、上記(1)ウの場所に持参して返却すること。郵送での返却は不可とする。

## 8 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 **平成31年3月8日 午後1時30分**

ただし、郵便による入札の受領期限は平成31年3月7日とする。

- (2) 場 所 〒983-8513 仙台市宮城野区幸町五丁目13番1号

仙台市ガス局幸町庁舎 3階 入札室

ただし、郵便による入札のあて先は「仙台市ガス局総務部財務課契約係」とすること(住所は上記に同じ)。

なお、事前に電話連絡をしたうえで郵送すること(電話番号022-292-7718)

## 9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：契約金額の30分の1以上

## 10-1 入札及び開札方法等

- (1) 入札書は持参又は郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)すること。電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、図面及び契約書案並びに規程を熟知の上、入札をし

なければならない。

- (3) 入札参加者又はその代理人は、本入札に参加する他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (4) 入札室には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び下記（20）の立会い職員以外の者は入室することができない。ただし、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札関係職員に**制限付き一般競争入札参加資格認定通知書**（5の手続きにより本局から交付を受けたもので、写しによることができる。）及び**身分を確認できるもの**（自動車運転免許証、パスポート、会社発行の写真付身分証等すべて原本）並びに代理人をして入札させる場合においては**入札権限に関する委任状**（別添様式によること。）を提示又は提出しなければならない。
- なお、代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状を提出すること。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することはできない。
- (8) 入札室において、次の各号の一に該当する者は、当該入札室から退去させるものとする。
- ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
  - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るため連合をした者
- (9) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）は、別添様式による入札書を作成し、提出すること。なお、入札書には、次の事項を記載すること。
- ア 件名（**ガスサロン清掃業務**）
  - イ 入札金額（**総額（課税業者にあつては消費税及び地方消費税相当額抜き）**）
  - ウ 日付（持参の場合は入札日を、郵送の場合は発送日を記入すること。）
  - エ 宛て先（「仙台市ガス事業管理者」と記入すること。）
  - オ 入札参加者本人の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）
  - カ 入札者氏名及び押印
- (10) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示に限る。
- (11) 持参による入札の場合においては、入札書を封書に入れ、かつ、その封皮に入札参加者の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）、件名及び入札日を記載し、8（1）に示した日時に、8（2）に示した場所において提出しなければならない。なお、価格内訳書（「10-2 価格内訳書」を参照のこと。）を必ず持参すること。
- 郵便による入札の場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書きし、入札書を入れて密封した中封筒及び制限付き一般競争入札参加資格認定通知書の写しを入れ、8（1）に示した受領期限までに、8（2）に示した場所に到達するよう郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）しなければならない。なお、この場合、中封筒の封皮には、上記の持参による入札の場合と同様に必要事項を記載し、また、価格内訳書（「10-2 価格内訳書」を参照のこと。）を同封すること。
- (12) 入札金額は、一切の諸経費（ただし、仕様書において発注者が負担することとしているものを除く。）を含めて見積もった金額とすること。
- (13) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約

予定金額)とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から課税時の消費税率により算出した消費税相当額を減じた金額を入札書に記載すること。なお、契約金額については、「16-2 消費税及び地方消費税の取扱い」を併せて参照すること。

- (14) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）は、入札書に使用する印鑑を持参し、再度入札等に備えること。
- (15) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペンを使用すること。（えんぴつ等の容易に消去可能な筆記用具は使用しないこと）。
- (16) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）から提出された書類を本局の審査基準に照らし、採用し得ると判断した者のみを落札決定の対象とする。
- (17) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。ただし、入札金額の訂正は認めない。
- (18) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (19) 入札執行主務者は、入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取り止めることができる。
- (20) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない仙台市ガス局職員を立ち会わせてこれを行う。
- (21) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）の入札のうち予定価格以下の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うことがある。ただし、郵便による入札は初度の入札のみ認める。なお、再度の入札を辞退する者は、入札室から退室しなければならない。この場合、辞退届の提出は不要とする。

## 10-2 価格内訳書

- (1) 入札参加者又はその代理人は、持参による入札の場合においては、入札時に**価格内訳書**（別添様式3）を必ず持参すること。また、郵便による入札の場合においては、郵送時に**価格内訳書**（別添様式3）を必ず同封すること（郵送の方法については、10-1（11）を参照すること。）なお、必要事項（入札参加者の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）、件名、費目ごとの内訳、合計金額）をもれなく記入しておくこと。各費目の内容や区分方法などの詳細については、国土交通省大臣官房官庁営繕部作成「建築保全業務積算基準」を参考とすること。
- (2) 入札に際し、「業務委託契約に係る低入札価格調査要綱」（平成16年12月28日管理者決裁。以下「低入札価格調査要綱」という。）第4条による調査基準価格を下回る額の入札をした者に対し、開札後直ちに価格内訳書の提出を求める。なお、直ちに価格内訳書を提出しない場合（郵送による入札の場合は、価格内訳書が同封されていない場合）又は入札書の入札金額と価格内訳書の合計金額とが一致しない場合は、その入札書は無効とする。
- (3) 価格内訳書は返却しない。

## 11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は無効とし、無効の入札書を提出したものを落札候補者又は落札者としていた場合には当該決定を取り消す。

なお、本局より入札参加者に必要な資格がある旨確認された者であっても、開札時点において、4に掲げる資格のないものは、入札参加者に必要な資格のない者に該当する。

- (1) 4に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 要綱第4条第1項の規定により、入札参加資格を失った者の提出した入札書
- (3) 件名又は入札金額の記載のない入札書（「0円」または「無料」等の記載は入札金額の記載のない入札書とみなす。）
- (4) 入札参加者本人の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）並びに入札者氏名の記載及び押印のない又は判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）並びに入札者氏名（代理人の氏名）の記載及び押印のない又は判然としない入札書
- (6) 件名の記載に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額を訂正した入札書
- (9) 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書
- (10) 再度入札において初回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- (11) 8（1）に示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (12) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (13) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (14) 低入札価格調査の調査基準価格を下回る入札をした者が、開札後直ちに価格内訳書を提出しない場合の入札書
- (15) 低入札価格調査の調査基準価格を下回る入札をした者が、開札後直ちに価格内訳書を提出した場合において、入札書の入札金額と価格内訳書の合計金額とが一致しない場合の入札書
- (16) 当該入札の辞退を表明している入札書（辞退届その他の書類を投函した場合も含む。）
- (17) その他入札に関する条件に違反した入札書

## 12 落札者の決定方法等

- (1) 本入札は、平成31年度予算の成立を前提とした契約準備行為として行うものであるため、落札決定は平成31年度予算が発効する平成31年4月1日に、次の（2）（3）において決定した落札候補者に対し行うものとする。ただし、当該調達にかかる平成31年度予算が成立しない場合、本入札は無効とする。
- (2) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格以下で最低の価格をもって申し込みをした者を落札候補者とする。ただし、落札候補者の決定にあたっては、低入札価格調査制度（3-2に示す関係要綱及び要領に基づく。）を適用し、設定した調査基準価格を下回る入札が行われたときは、落札候補者の決定を保留し、低入札価格調査を実施する。調査の結果、当該最低入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められ、かつ、当該最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、当該最低価格入札者を落札候補者とし、ないものとする。その場合においては、予定価格以下で最低入札価格に次いで低い価格（以下「次順位価格」という。）が調査基準価格以上の価格であるときは、当該次順位価格の入札者を落札候補者と決定し、次順位価格が調査基準価格を下回る価格であるときは、同様に

調査を行う。調査の結果、次順位価格の入札者を落札候補者と決定しない場合においては、次順位価格から順に低い価格の入札者について同様の手続を行う。

※ なお、本案件においては、低入札価格調査要綱第7条から第9条中「落札者」を「落札候補者」と読み替えるものとする。

- (3) 予定価格以下で、かつ調査基準価格以上であって最低価格である同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者（入室していた代理人を含む）にくじを引かせて落札候補者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない仙台市ガス局職員を入室させ、これらの者に代わってくじを引かせて落札候補者を決定する。くじ引きの辞退は、これを認めない。
- (4) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知する。
- (5) 落札者が、規程第10条で定める期日まで、契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

### 13 入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取扱い

開札日から落札決定までの間に、次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該入札を無効とする。また、落札決定後、契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該落札決定を取り消し契約締結は行わない。この取扱いにより、落札候補者又は落札者に損害が発生しても、本局は賠償する責めを負わない。

- (1) 「4 入札参加者に必要な資格」各号のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (2) 制限付き一般競争入札参加申請書又はその他の提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。
- (3) 要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。

### 14 留保条項

- (1) 本入札は、平成31年度予算の成立を前提とした契約準備行為として行うものであるため、落札決定及び契約締結は、平成31年度予算が発効する平成31年4月1日に行うものとする。ただし、当該調達にかかる平成31年度予算が成立しない場合、本入札は無効とする。
- (2) 契約確定後も仙台市入札等監視委員会から通知を受けた場合は、事情変更により契約解除をすることがある。

### 15 契約書の作成

- (1) 落札者は、交付された契約書に記名押印し、契約書の取り交わしを行うものとする。
- (2) 本契約は双方が契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする。

### 16-1 支払いの条件

別添契約書案による。

### 16-2 消費税及び地方消費税の取扱い

平成31年10月1日に想定される消費税及び地方消費税の合計税率10%（以下「新消費税率」という。）への引き上げに伴い、本契約に係る消費税及び地方消費税額の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 契約締結時における契約金額は、平成31年9月30日までに履行完了し支払を請求する金額には現行消費税率8%を加算し、平成31年10月1日以降に履行完了し支払を請求する金額には新消費税率

率10%を加算した額の合計（各区分払いの金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額の合計）とする。

(2) 後日、新たな経過措置、法改正等により税率の引き上げが実施されなかった場合は、変更契約により金額の変更を行う。

#### 17 契約条項

別添契約書案及び規程による。

#### 18 その他必要な事項

(1) 入札をした者は、入札後、この入札説明書、契約書案、仕様書、図面、質疑応答書などについての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(2) 入札参加者若しくはその代理人又は落札者が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は落札者が負担するものとする。

(3) この契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除することがある。また、本局は本契約の変更又は解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

## 留 意 事 項

### 件名 ガスサロン清掃業務

入札説明書本文に記載のとおり、制限付き一般競争入札参加申請時及び入札時には下記の書類等が必要となります。不備がある場合、失格又は入札無効となる場合がありますのでご注意ください。なお、制限付き一般競争入札参加資格認定通知書の再発行は行いません。

#### ○ 制限付き一般競争入札参加申請時の提出書類

No.	項 目
1	制限付き一般競争入札参加申請書
2	建築物環境衛生総合管理業の登録証の写し
3	類似清掃業務の実績調書（別紙様式1）
4	類似清掃業務の契約書（仕様書を含む）の写し又は業務履行証明書（原本）
5	業務責任者に関する調書（別紙様式2）
6	ビルクリーニング技能検定合格証書の写し（業務責任者につきビルクリーニング技能士の資格を有することをもって参加資格有りとする場合に提出すること）
7	労働保険概算・確定保険料申告書の写し（直近のもの）
8	健康・厚生年金保険料の領収済通知書又は納入証明書の写し（申請日において納期が到来している直近2回分）

#### ○ 入札時の必要書類等（持参の場合）

No.	項 目
1	制限付き一般競争入札参加資格認定通知書（写し可）
2	身分を確認できるもの（免許証、パスポート、会社発行の写真入の身分証明書等。ただし、原本に限る。なお、写真付名刺、健康保険証は不可とする。）
3	委任状（代理人が入札する場合のみ。本局様式に限る。）
4	入札書（本局様式に限る。）
5	入札用封筒（入札年月日・入札件名・会社名を記入すること。）
6	再度入札等に使用する印
7	価格内訳書（別紙様式3）

※ 入札に際し、低入札調査基準価格を下回る額の入札をした者に対し、開札後直ちに価格内訳書の提出を求める。なお、直ちに価格内訳書を提出しない場合又は入札書の入札金額と価格内訳書の合計金額が一致しない場合は、その入札書は無効とする。



平成 年 月 日

## 資料(図面)貸出申込書

(宛て先)  
仙台市ガス事業管理者  
(財務課契約係取扱)

申込者 住 所  
商号又は名称  
代表者名 ⑩

下記のとおり資料の借用を申し込みます。

### 記

1 借用資料

ガスサロン清掃業務 参考資料(図面)

2 借受期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

※参加申請を行わない場合は平成31年2月25日までに、参加申請を行った場合は平成31年3月8日又は入札辞退日までに返却願います。

3 担当者

所 属

担当者名

連絡先電話番号

4 その他

- (1) 借用した図面については関係法令を遵守し取り扱い、期日までに返却するものとします。  
(2) 申込者による図面の遺失、汚損、破損等があった場合には、申込者の責において仙台市ガス局に対し弁償を行うものとします。

財務課 使用欄	貸出日	貸出資料No.	本人確認	免・パ・身・他 ( )	返却日
------------	-----	---------	------	-------------	-----

整理番号	3	0	E	0	0	2
------	---	---	---	---	---	---

## 制限付き一般競争入札参加申請書

平成 年 月 日

(宛て先)

仙台市ガス事業管理者

申請者住所  
商号又は名称  
電話番号  
氏 名

印

件 名 ガスサロン清掃業務

上記の案件に係る制限付き一般競争入札に参加したいので、下記の書類を添えて申請します。  
なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約いたします。

### ●添付書類

- 1 建築物環境衛生総合管理業の登録証の写し
- 2 類似清掃業務の実績調書（別紙様式1）
- 3 類似清掃業務の契約書（仕様書を含む）の写し又は業務履行証明書（原本）
- 4 業務責任者に関する調書（別紙様式2）  
※ビルクリーニング技能検定合格証書の写し（有・無）
- 5 労働保険概算・確定保険料申告書写し（直近のもの）
- 6 健康・厚生年金保険料の領収済通知書又は納入証明書の写し

（申請日において納期が到来している直近2回分）

連絡先 担当者氏名  
電話番号  
E-mail

（注）申請は、原則として本店の代表者名で行ってください。ただし、支店長等に入札・契約等に関する権限を委任する内容で競争入札参加資格申請（名簿登録）を行っている場合は、その内容に従い受任者名で申請してください。

## 類似清掃業務の実績調書

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者名

印

件名	ガスサロン清掃業務
----	-----------

## ●業務実績

業務名						
発注者						
業務場所						
契約金額						
期間						
業務対象 建物概要	建物概要	階数	地上 階 / 地下 階	延床面積	㎡	
	清掃範囲	階数	地上 階 / 地下 階	清掃面積	㎡	
業務内容	清掃箇所	床材	日常清掃	回数	定期清掃	回数
	廊下・階段	Pタイル	(例)真空掃除機による除塵	1 / 日・週・月	(例)除塵後, ワックス塗付, 研磨機で研磨	4 / 月・年
	トイレ	磁器タイル	(例)床面の水拭き	/ 日・週・月	(例)真空掃除機による除塵後, 洗剤塗布, 研磨機で洗浄	/ 月・年
			(例)便器等の清掃	/ 日・週・月		
	事務室	Pタイル		/ 日・週・月		/ 月・年
		カーペット		/ 日・週・月		/ 月・年
	会議室	Pタイル		/ 日・週・月		/ 月・年
		カーペット		/ 日・週・月		/ 月・年
	建物周り		(例)掃き掃除・ごみ拾い	/ 日・週・月		/ 月・年
	窓ガラス			/ 日・週・月	(例)窓ガラス清掃	/ 月・年
その他		(例)茶殻・吸殻の処理	/ 日・週・月		/ 月・年	
		(例)ごみの運搬・集積	/ 日・週・月		/ 月・年	

(注1)入札参加資格を満たしていることが分かるように記入すること。

(注2)業務内容については、上記に主なものを例示してあるが、業務実績に応じて適宜様式を修正して記載すること。

(注3)日常清掃・定期清掃の内容については、(例)とあるのを参考にしてその内容を具体的に記すとともに、清掃サイクルを必ず記載すること。

(注4)複数の実績を示す必要がある場合は、本様式を複写して使用すること。

(注5)記載内容が確認できる契約書(仕様書等を含む)の写し又は業務履行証明書(原本)を添付すること。

## 業務責任者に関する調書

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者名

印

件名	ガスサロン清掃業務
----	-----------

## ●配置予定業務責任者

業務責任者氏名		生年月日	年 月 日
資 格		資格取得 年月日	年 月 日
入社年月日		雇用形態	
主な業務経歴	1	実績業務件名	
		対象建物規模	地上 階/地下 階 延床面積 m <sup>2</sup>
		履行期間	年 月 日～ 年 月 日
		業務内容	
	2	実績業務件名	
		対象建物規模	地上 階/地下 階 延床面積 m <sup>2</sup>
		履行期間	年 月 日～ 年 月 日
		業務内容	
	3	実績業務件名	
		対象建物規模	地上 階/地下 階 延床面積 m <sup>2</sup>
		履行期間	年 月 日～ 年 月 日
		業務内容	

(注 1)ビルクリーニング技能士の資格を有することをもって参加資格有りとする場合は、ビルクリーニング技能検定合格証書の写しを添付すること。その場合も「主な業務経歴」は記載すること(直近の3件以内で可)。

(注 2)必要がある場合は、本様式を複写して使用すること。

(注 3)配置予定業務責任者が入札参加申請者の被雇用者であることを証する書類を添付すること。

## 価 格 内 訳 書

件 名	ガスサロン清掃業務
-----	-----------

単位：円

直接人件費	
直接物品費	
業務管理費	
一般管理費	
合計（入札金額）	

(価格内訳書について)

- (1) 入札参加者又はその代理人は、持参による入札の場合においては、入札時にこの価格内訳書を必ず持参すること。また、郵便による入札の場合においては、郵送時にこの価格内訳書を必ず同封すること。なお、必要事項（名称又は商号、件名、費目ごとの内訳、合計金額）を漏れなく記入しておくこと。各費目の内容や区分方法などの詳細については、国土交通省大臣官房官庁営繕部作成「建築保全業務積算基準」を参考とすること。
- (2) 入札に際し、「業務委託契約に係る低入札価格調査要綱」（平成16年12月28日管理者決裁）第4条に基づく調査基準価格を下回る額の入札をした者に対し、**開札後直ちに価格内訳書の提出を求める**。なお、直ちに価格内訳書を提出しない場合（郵便による入札の場合は、価格内訳書が同封されていない場合）又は入札書の入札金額と価格内訳書の合計金額が一致しない場合は、その入札書は無効とする。
- (3) 価格内訳書は返却しない。



# 入札書

件名 ガスサロン清掃業務

入札金額	拾億	億	阡萬	百萬	拾萬	萬	阡	百	拾	円

(注:入札金額は契約希望金額から消費税(相当)額を減じた金額)

上記の金額で請負(供給)したいので、関係書類を熟覧のうえ、  
仙台市ガス局契約規程を守り入札します。

平成 年 月 日

(宛て先)

仙台市ガス事業管理者

会社(商号)名:

入札者氏名:



(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することになります。





捨印

# 委任状

平成 年 月 日

(宛て先)

仙台市ガス事業管理者

住 所 :  
委任者 商号又は名称 :  
代表者職氏名 : 印

私は 年 月 日  
を代理人と定め、平成 年 月 日  
仙台市ガス局にて行う下記件名の入札及び見積に関する一切の権限  
を委任します。

## 記

件名 ガスサロン清掃業務

受任者は次の印鑑を使用します。

使用印鑑



〔記載例〕

代表者印

# 委任状

平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日

(宛て先)

仙台市ガス事業管理者

住 所: □□市□□町〇丁目〇〇番〇〇号

委任者 商号又は名称: △△△△△株式会社

代表者職氏名: 代表取締役 □□ □□

代表者印

私は □□□ □□□ を代理人と定め、平成〇〇年〇〇月〇〇日

仙台市ガス局にて行う下記件名の入札及び見積に関する一切の権限  
を委任します。

## 記

件名 ガスサロン清掃業務

受任者は次の印鑑を使用します。

使用印鑑

使用  
印鑑

契約番号  
第 号

(案)

印紙

## 業務委託契約書

1 委託業務名 \_\_\_\_\_

2 履行期間 平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

3 業務委託料

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(うち取引に係る消費税

及び地方消費税額)

億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

4 契約保証金

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

上記業務について、仙台市ガス事業管理者（以下「発注者」という。）と、消費税及び地方消費税に係る 

課
免

 税業者 \_\_\_\_\_（以下「受注者」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、上記記載事項及び次の条項により公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 仙台市宮城野区幸町五丁目13番1号

仙台市ガス事業管理者

印

受注者 住所

氏名

印

#### (総則)

- 第1条** 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、又は仕様書に定める契約の目的物(以下「成果物」という。)を完成させ、発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、又は業務の履行について必要があるときは、業務に関する指示を受注者に対して行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約書若しくは仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 8 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

#### (定義)

- 第1条の2** この契約書において「遅延損害金約定利率」とは、契約締結日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率をいう。

#### (指示等及び協議の書面主義)

- 第2条** この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

#### (業務履行計画表等の提出)

- 第2条の2** 受注者は、この契約締結後14日以内に仕様書に基づいて業務履行計画表、業務担当者届及び着手届を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務履行計画表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は仕様書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務履行計画表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務履行計画表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

#### (契約の保証)

- 第3条** 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- 一 契約保証金の納付
  - 二 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
  - 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
  - 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1（仙台市ガス局契約規程（昭和39年仙台市ガス局規程第8号。以下「規程」という。）第16条第9号に該当する場合にあっては、管理者が別に定める基準による額）以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除するものとする。
- 4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1（規程第16条第9号に該当する場合にあっては、管理者が別に定める基準による額）に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

**（権利義務の譲渡等の禁止）**

**第4条** 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

**（秘密の保持）**

**第5条** 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

**（個人情報の保護）**

**第6条** 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

- 2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 3 受注者は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- 4 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏洩、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。
- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- 8 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第7条ただし書の規定にかかわらず、発注者の特別の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。
- 9 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。
- 10 受注者は、前項までに違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

**（再委託の禁止）**

**第7条** 受注者は、業務の処理を他に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部（主たる部分を除く。）について事前に書面で申請し、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年11月10日管理者決裁。以下この条において「指名停止要綱」という。）による指名停止（同要綱別表第21号によるものを除く。）の期間中の者に業務の処理を委託し又は請け負わせてはならない。ただし、発注者がやむを得ないと認め、前項ただし書きの規定により承諾した場合はこの限りでない。
- 3 第1項ただし書きの規定にかかわらず、受注者は、指名停止要綱別表第21号による指名停止の期間中の者又は仙台市ガス局入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日管理者決裁。以下「要綱」という。）別表各号に掲げる要件に該当すると認められる者を、この契約に関連する契約（下請契約、委任契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約で、この契約に関連して締結する契約をいう。次項において同じ。）の相手方とすることができない。
- 4 発注者は、受注者に対して、この契約に関連する契約の相手方につき、その商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

**(特許権等の使用)**

**第8条** 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下本条において「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

**(業務関係者に対する措置請求)**

**第9条** 発注者は、受注者が業務を履行するために使用している者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

**(履行報告)**

**第10条** 受注者は、仕様書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

**(貸与品等)**

**第11条** 発注者が受注者に貸与し、又は支給する業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、引渡場所及び引渡時期は、仕様書に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に借用書又は受領書を提出しなければならない。

3 受注者は、仕様書に定めるところにより、業務の完了、仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

**(業務内容の変更)**

**第12条** 発注者は、必要があると認めるときは、業務内容を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

**(業務の一時中止)**

**第13条** 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

**(受注者の請求による履行期間の延長)**

**第14条** 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

**(発注者の請求による履行期間の短縮等)**

**第15条** 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

**(履行期間の変更方法)**

**第16条** 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して書面により定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

**(業務委託料の変更方法等)**

**第17条** 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して書面により定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 この契約書の規定により、発注者が費用を負担し、又は損害を賠償する場合の負担額又は賠償額については、発注者と受注者とが協議して書面により定める。

**(臨機の措置)**

**第18条** 受注者は、業務を行うに当たり、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

**(損害)**

**第19条** 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（第三者に及ぼした損害を

含む。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

#### (検査)

**第20条** 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了届を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に業務完了の検査又は成果物の検査をしなければならない。

3 受注者は、業務又は成果物が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の再度の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を準用する。

#### (業務委託料の支払い)

**第21条** 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

#### (区分払)

**第22条** 受注者は、発注者が業務の性質上必要があると認めるときは、別記内訳書の区分に応じて業務委託料を請求することができる。

2 前2条の規定は、前項の規定による請求の場合に準用する。

#### (瑕疵担保)

**第23条** 発注者は、成果物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項において受注者が負うべき責任は、第20条第2項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

3 第1項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、成果物の引渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は、引渡しを受けた日から3年とする。

4 第1項の規定は、成果物の瑕疵が仕様書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

#### (履行遅滞の場合における損害金等)

**第24条** 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、業務委託料の額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第21条第2項(第22条第2項において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

#### (発注者の解除権)

**第25条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき

二 その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき

三 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき

四 第28条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき

#### (契約が解除された場合等の違約金)

**第25条の2** 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額(規程第16条第9号に該当する場合にあっては、管理者が別に定める基準による額)を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前条の規定によりこの契約が解除された場合

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

- 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

**（談合による解除）**

**第26条** 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 受注者に対してなされた私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令が確定したとき。
  - 二 受注者に対してなされた独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令が確定したとき。
  - 三 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑に処せられたとき。
- 2 前条第1項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

**（暴力団等排除に係る解除等）**

**第26条の2** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 受注者の代表役員等（要綱別表第1号に規定する代表役員等をいう。以下同じ。）又は一般役員等（要綱別表第1号に規定する一般役員等をいう。以下同じ。）が暴力団員（要綱第2条第4号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団関係者（要綱第2条第5号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき又は暴力団員若しくは暴力団関係者が事実上経営に参加していると宮城県警察本部（以下「県警」という。）から通報があり、又は県警が認めたとき
  - 二 受注者（その使用人（要綱別表第2号に規定する使用人をいう。）が受注者のために行つた行為に関しては、当該使用人を含む。以下この条において同じ。）が受注者の代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等（要綱第1条に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）の威力を利用していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき
  - 三 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団（要綱第2条第3号に規定する暴力団をいう。）の維持運営に協力し、若しくは関与していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき
  - 四 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき
  - 五 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等であることを知りながら、これを不当に利用する等の行為があつたと県警から通報があり、又は県警が認めたとき
  - 六 前各号に掲げるものを除くほか、受注者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当すると認められるとき又は同項各号に掲げる者に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。
  - 七 前各号に掲げるものを除くほか、受注者が仙台市暴力団排除条例（平成25年仙台市条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当すると認められるとき又は同号に規定する暴力団員等に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。
- 2 受注者が共同企業体である場合、その代表者又は構成員が前項各号のいずれかに該当したときは、同項の規定を適用する。
- 3 前2項の規定によりこの契約が解除された場合においては、第25条の2第1項の規定を準用する。
- 4 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団等（仙台市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。以下この項において同じ。）から不当介入（要綱第2条第6号に規定する不当介入をいう。以下同じ。）を受けたときは、速やかに所轄の警察署への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者に報告しなければならない。受注者の下請負人等（要綱第7条第2項に規定する下請負人等をいう。）が暴力団等から不当介入を受けたときも同様とする。

**（発注者のその他の解除権）**

**第27条** 発注者は、業務が完了するまでの間は、第25条、第26条第1項、前条第1項及び第2項に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約が解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

**(受注者の解除権)**

**第 28 条** 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 第 12 条の規定により仕様書を変更したため業務委託料が 3 分の 2 以上減少したとき
  - 二 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

**(解除の効果)**

**第 29 条** この契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分(以下「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料(以下「既履行部分委託料」という。)を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

**(解除に伴う措置)**

**第 30 条** 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

**(損害賠償の予定)**

**第 31 条** 受注者は、第 26 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、業務の完了の前後を問わず、又は発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、業務委託料の 10 分の 2 に相当する額を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第 1 号に該当する場合において、排除措置命令の対象となる行為が独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不正な取引方法(昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項に規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合には、この限りでない。

- 2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、かつ、既に当該共同企業体が解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に損害賠償金の支払いの請求をすることができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して損害賠償金を発注者に支払わなければならない。
- 3 第 1 項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、超過分につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

**(賠償金等の徴収)**

**第 32 条** 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで遅延損害金約定利率の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴することができる。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき遅延損害金約定利率の割合で計算した額の延滞金を徴収するものとする。

**(契約外の事項)**

**第 33 条** この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

【特約条項】長期継続契約特約

この契約においては、本則に加えて次の条項を適用する。

(長期継続契約)

第1条 この契約は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。

(予算の減額等による契約変更等)

第2条 発注者は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。

2 前項の規定による契約の変更又は解除により、受注者が損害を受けた場合であっても、発注者はその損害賠償の責めを負わないものとする。

## 内訳書

委託料総額

円

期別	税抜き金額	消費税等	内訳金額
平成31年 4月分			
平成31年 5月分			
平成31年 6月分			
平成31年 7月分			
平成31年 8月分			
平成31年 9月分			
平成31年 10月分			
平成31年 11月分			
平成31年 12月分			
平成32年 1月分			
平成32年 2月分			
平成32年 3月分			
小計			

期別	税抜き金額	消費税等	内訳金額
平成32年 4月分			
平成32年 5月分			
平成32年 6月分			
平成32年 7月分			
平成32年 8月分			
平成32年 9月分			
平成32年 10月分			
平成32年 11月分			
平成32年 12月分			
平成33年 1月分			
平成33年 2月分			
平成33年 3月分			
小計			

期別	税抜き金額	消費税等	内訳金額
平成33年 4月分			
平成33年 5月分			
平成33年 6月分			
平成33年 7月分			
平成33年 8月分			
平成33年 9月分			
平成33年 10月分			
平成33年 11月分			
平成33年 12月分			
平成34年 1月分			
平成34年 2月分			
平成34年 3月分			
小計			
合計			

(支払方法)

1. 業務委託料は、その総額(契約金額)を上記のとおり支払うものとする。
2. 入札金額(税抜)を 36 で除した金額に、平成31年9 月までは現行消費税率 8%を、平成31年10 月以降は新消費税率 10%を加算する。
3. 各月の税抜金額で発生する端数部分については、最終月分の支払により調整する。

## 業務委託契約に係る低入札価格調査要綱

(平成16年12月28日 管理者決裁)

業務委託契約に係る低入札価格調査要綱(平成15年1月21日管理者決裁)の全部を改正する。

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、競争入札により請負(工事及び製造に係るものを除く。)の契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の10第1項(施行令第167条の13により準用する場合を含む。)の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を調査のうえ、落札者としないうちの手続等を定めるものとする。

### (定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 調査基準価格 仙台市ガス局契約規程(昭和39年仙台市ガス局規程第8号。以下「契約規程」という。)第9条第6項(契約規程第12条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づいて作成する、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合の基準となる価格をいう。
- (2) 低価格入札 調査基準価格を下回る入札をいう。
- (3) 低価格入札者 調査基準価格を下回る入札を行った者をいう。
- (4) 最低価格入札者 調査基準価格を下回り、最低の価格で入札を行った者をいう。
- (5) 特例政令適用基準額 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第3条に規定する総務大臣の定める区分に応じ総務大臣の定める額をいう。
- (6) 事務事項審査委員会 仙台市ガス局契約事務に関する審査委員会規程(平成11年仙台市ガス局規程第20号。以下「委員会規程」という。)第1条第1号に規定するものをいう。

### (対象とする契約)

**第3条** この要綱は、工事に係る業務委託契約であってその予定価格が特例政令基準額以上のもの又は建築物の清掃業務若しくは警備業務(警備業法(昭和47年法律第117号)第2条第5項に規定する機械警備業務を除く。)の委託契約であって、その予定価格が300万円以上のものその他仙台市ガス事業管理者(以下「管理者」という。)が特に必要と認める業務委託契約を競争入札により締結しようとする場合について適用する。

**2** 前項の場合においては、当該契約に係る契約規程第5条に規定する一般競争入札の公告(以下「入札公告」という。)を実施する場合にあつては当該公告に、施行令第167条の12第2項に規定する指名競争入札の指名に係る通知(以下「指名通知」という。)を実施する場合にあつては当該通知に、この要綱の規定を適用する旨を明示するものとする。

**(調査基準価格)**

**第4条** 調査基準価格は、当該契約に係る予定価格から消費税及び地方消費税の額に相当する額を控除して得た額に100分の65（工事に係る業務委託契約にあつては100分の70）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

**(低価格入札があった場合の措置)**

**第5条** 入札事務を執行する職員は、低価格入札が行われたときは、落札の決定を保留するものとし、調査のうえ後日落札者を決定する旨を告げて、入札を終了する。

**(調査等の実施)**

**第6条** 低価格入札者は、低価格入札が行われた日から原則として7日以内に、誓約書（様式第1）及び次項各号に掲げる事項に関する資料で管理者が指定するものを管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、低価格入札が行われたときは、当該低価格入札者により、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか、及びその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるかどうかにつき、次に掲げる事項について、低価格入札者からの事情聴取、関係機関等への照会等により調査を行うものとする。ただし、低価格入札者の全部について当該調査を行うことを困難とする事情があるときは、低価格入札者の一部について当該調査を行うことができる。

- (1) 業務を実施するに当たり当該低価格入札者が計画している技術者等の人員配置その他の当該業務の実施体制
- (2) 当該低価格入札者が、労務等の提供について市場価格以下の価格による提供が可能である旨の主張をしている場合にあつては、その理由
- (3) 当該低価格入札者が現在実施している業務のその実施状況
- (4) 当該低価格入札者が価格の算定に当たり、技術計算等について外注している場合にあつては、その外注内容
- (5) 当該低価格入札者が以前受託した業務委託における実施状況
- (6) 当該低価格入札者の経営状況等
- (7) 労働社会保険諸法令の遵守状況
- (8) その他価格の算定の調査に関し必要と認められる事項

3 管理者は、最低価格入札者について低価格調査票を作成するものとする。

**(管理者による措置)**

**第7条** 管理者は、前条の規定による調査の結果、当該最低入札価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認められるときであつて、かつ、当該最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがないと認められるときは、当該最低価格入札者を落札者と決定するものとし、それ以外のときは、事務事項審査委員会に委員会規程第2条第9号に規定する低入札価格調査をさせなければならない。

**(事務事項審査委員会の審査結果を踏まえた落札者の決定)**

**第8条** 前条後段の場合、事務事項審査委員会は、当該最低入札価格によっても当該契約の内

容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうか、及び当該最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるかどうかについて調査及び判定を行い、その結果を低入札価格調査結果表により管理者に提出するものとする。

- 2 管理者は、前項の規定により提出された事務事項審査委員会の調査及び判定の結果を踏まえ、当該最低入札価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められないときであって、かつ、当該最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められないときは、当該最低価格入札者を落札者と決定し、それ以外のときは、落札者とししないものとする。

#### (次順位価格の入札者等の準用)

**第9条** 管理者は、前条第2項の規定により最低価格入札者を落札者とししない場合においては、予定価格の制限の範囲内の最低入札価格に次いで低い価格（以下「次順位価格」という。）が調査基準価格以上の価格であるときは、当該次順位価格の入札者を落札者と決定し、次順位価格が調査基準価格を下回る価格であるときは、当該入札者につき第6条第3項、第7条及び前条の規定を準用する。

- 2 次順位価格の入札者を落札者と決定しない場合においては、次順位価格から順に低い価格の入札者について前項の規定を準用する。

#### (入札者への通知)

**第10条** 管理者は、第7条、第8条第2項又は前条の規定により落札者を決定した場合は、直ちに当該落札者と決定された入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してもその旨を通知するものとする。

- 2 管理者は、第8条第2項の規定（前条により準用する場合を含む。）により、前項の落札者よりも低い価格で入札の申込みを行った者を落札者とししない場合、当該入札の申込みを行った者に対してはその理由もあわせて通知するものとする。
- 3 第1項の規定による他の入札者全員に対する通知は、前項の場合を除き、入札経過表の掲示をもって通知に代えることができる。

#### (契約の特約等)

**第11条** 管理者は、契約の適正な履行を確保するため、第7条の規定により落札者を決定した場合（第9条において準用する場合を含む。）は契約書に別記1に掲げる条項を、第8条第2項の規定により落札者を決定した場合（第9条において準用する場合を含む。）は契約書に別記1及び別記2に掲げる条項を、それぞれ加えて当該落札者と契約を締結するものとする。

- 2 管理者は、第7条又は第8条第2項の規定により落札者を決定した場合（第9条において準用する場合を含む。）、第6条第1項に規定する誓約書のほかに、当該落札者から当該業務の適正履行に関し誓約書を徴収することができる。

#### (労働社会保険諸法令の遵守状況に関する調査)

**第11条の2** 管理者が第7条又は第8条第2項の規定により落札者を決定しその者を契約の相手方とした場合（第9条において準用する場合を含む。）、当該契約の相手方に対し、当

該業務の履行期間中における労働社会保険諸法令の遵守状況を確認するために必要な書類について提出若しくは提示を求め、又は当該書類の内容について事情聴取を行うことができる。

(実施細目)

**第12条** この要綱に関し必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成17年1月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に発注手続に着手する業務委託契約について適用し、同日前に発注手続に着手した業務委託契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年4月1日改正)

(実施期日)

1 この改正は、平成19年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の業務委託契約に係る低入札価格調査要綱の規定は、この改正の実施の日以後に入札を行う業務委託契約について適用し、同日前に入札を行った業務委託契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年8月9日改正)

(実施期日)

この改正は、平成19年8月10日から実施する。

附 則 (平成23年5月2日改正)

(実施期日)

この改正は、平成23年5月2日から実施する。

附 則 (平成24年9月18日改正)

(実施期日)

この改正は、平成24年9月18日から実施する。

附 則 (平成26年10月1日改正)

(実施期日)

1 この改正は、平成26年10月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の業務委託契約に係る低入札価格調査要綱の規定は、平成26年10月1日以後に行われた入札公告又は指名通知（以下この項において「入札公告等」という。）に係る契約について適用し、同日前に行われた入札公告等に係る契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月31日改正)

(実施期日)

1 この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の業務委託契約に係る低入札価格調査要綱の規定は、この改正の実施の日以後に一般競争入札に係る公告又は指名競争入札に係る指名の通知が行われる契約について適用し、同日前に当該公告又は当該指名の通知が行われた契約については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日改正）

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 30 年 1 月 25 日改正）

この改正は、平成 30 年 1 月 25 日から実施する。

様式第1（第6条関係）

# 誓約書

平成 年 月 日

仙台市ガス事業管理者 様

住 所

商号又は名称

代表者名

印

当社は、労働社会保険諸法令、その他関連法令を遵守しており、  
また契約締結後においても同法令を遵守するとともに、説明を  
求められた際には、誠実に応じることをあらためて誓約します。

別記1 特に定めた契約条件

(業務体制を確認できる書類の提出及びその内容についての事情聴取)

- 第1条 受注者は、その業務体制について記載した書類を作成し、発注者からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。
- 2 受注者は、前項に規定する書類について発注者から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。
- 第2条 受注者は、業務を行うに当たり仕様書に基づき計画した内容について記載した書類を作成し、発注者からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。
- 2 受注者は、前項に規定する書類について発注者から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。
- 第3条 受注者は、業務を行うに当たり労働社会保険諸法令の遵守状況について確認できる書類について、発注者からその提出又は提示を求められたときは、これに応じなければならない。
- 2 受注者は、前項に規定する書類について発注者から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。

別記2 特に定めた契約条件

【土木設計業務等業務委託契約書、建築設計業務委託契約書】

(契約の保証)

第1条 本則第4条第2項中「10分の1以上」とあるのは「10分の3以上」と読み替えて適用するものとする。

2 本則第4条第4項中「10分の1」とあるのは「10分の3」と読み替えて適用するものとする。

(違約金の徴収)

第2条 本則第41条の2第1項中「10分の1」とあるのは「10分の3」と読み替えて適用するものとする。

【建設工事監理業務委託契約書】

(契約の保証)

第1条 本則第4条第2項中「10分の1以上」とあるのは「10分の3以上」と読み替えて適用するものとする。

2 本則第4条第4項中「10分の1」とあるのは「10分の3」と読み替えて適用するものとする。

(違約金の徴収)

第2条 本則第35条の2第1項中「10分の1」とあるのは「10分の3」と読み替えて適用するものとする。

【業務委託契約書】

(契約の保証)

第1条 本則第3条第2項中「10分の1（仙台市ガス局契約規程（昭和39年仙台市ガス局規程第8号。以下「規程」という。）第16条第9号に該当する場合にあっては、管理者が別に定める基準による額）以上」とあるのは「10分の3（仙台市ガス局契約規程（昭和39年仙台市ガス局規程第8号。以下「規程」という。）第16条第9号に該当する場合にあっては、管理者が別に定める基準による額の3倍）以上」と読み替えて適用するものとする。

2 本則第3条第4項中「10分の1（規程第16条第9号に該当する場合にあっては、管理者が別に定める基準による額）」とあるのは「10分の3（規程第16条第9号に該当する場合にあっては、管理者が別に定める基準による額の3倍）」と読み替えて適用するものとする。

(違約金の徴収)

第2条 本則第25条の2第1項中「10分の1に相当する額（規程第16条第9号に該当する場合にあっては、管理者が別に定める基準による額）」とあるのは「10分の3に相当する額（規程第16条第9号に該当する場合にあっては、管理者が別に定める基準による額の3倍）」と読み替えて適用するものとする。

## 業務委託契約に係る低入札価格調査要綱実施要領

(平成16年12月28日 管理者決裁)

業務委託契約に係る低入札価格調査要綱（平成16年12月28日管理者決裁。以下「要綱」という。）  
第12条の規定に基づき、要綱の実施要領を次のとおり定める。

### 第1（様式）

- 1 要綱第6条第1項に規定する同条第2項各号に掲げる事項に関する資料は、様式1によるものとする。
- 2 要綱第6条第3項に規定する低価格調査票は、様式2によるものとする。
- 3 要綱第8条第1項に規定する低入札価格調査結果表は、様式3によるものとする。

### 附 則

（実施期日）

- 1 この要領は、平成17年1月1日から実施する。

（経過措置）

- 2 この要領の規定は、この要領の実施の日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月31日改正）

（実施期日）

- 1 この改正は、平成28年4月1日から実施する。

（経過措置）

- 2 改正後の業務委託契約に係る低入札価格調査要綱実施要領の規定は、この改正の実施の日以後に一般競争入札に係る公告又は指名競争入札に係る指名の通知が行われる契約について適用し、同日前に当該公告又は当該指名の通知が行われた契約については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月31日改正）

この改正は、平成29年4月1日から実施する。

様式1

調 査 表

住 所  
会社(商号)名  
代 表 者 名

印

調 査 項 目	内 容
①業務を実施するに 当たり計画している 技術者等の人員配置 その他の当該業務の 実施体制	
②労務等の提供につ いて市場価格以下の 価格による提供が可 能な場合の理由	
③現在実施している 業務のその実施状況	
④価格の算定に当た り、技術計算等につ いて外注している場 合にあつては、その 外注内容	

⑤以前受託した業務委託における実施状況	
⑥経営状況等	
⑦労働社会保険諸法令の遵守状況	
⑧その他価格の算定の調査に関し必要と認められる事項	

低 価 格 調 査 票

1. 調査概要

業 務 名		調査年月日	年 月 日
入札業者名		入札年月日	年 月 日
調査実施者	担当課長		
調査出席者			
予定価格	円	調査基準価格	円
		入札価格	円

2. 調査結果

調 査 項 目	調 査 結 果
①業務を実施するに 当たり当該低価格入 札者が計画している 技術者等の人員配置 その他の当該業務の 実施体制	
②当該低価格入札者 が、労務等の提供に ついて市場価格以下 の価格による提供が 可能である旨の主張 をしている場合にあ っては、その理由	
③当該低価格入札者 が現在実施している 業務のその実施状況	
④当該低価格入札者 が価格の算定に当た り、技術計算等につ いて外注している場 合にあっては、その 外注内容	

⑤当該低価格入札者が以前受託した業務委託における実施状況	
⑥当該低価格入札者の経営状況等	
⑦労働社会保険諸法令の遵守状況	
⑧その他価格の算定の調査に関し必要と認められる事項	

### 3. 対応方針

--

様式3

### 低入札価格調査結果表

平成 年 月 日開催した事務事項審査委員会において、下記のとおり決定した。

事務事項審査委員会  
委員長

記

業 務 名				
予定価格：A	円		調査基準価格：B	円
低価格入札者名	入札価格（円）	入札率（％）	調 査 結 果 の 表 示	
	C	C/A	契約の内容に適合した履行等の当否	理 由
摘 要				

※1 「契約の内容に適合した履行等の当否」の欄には、「当」又は「否」を記入すること。

※2 「理由」の欄は、「契約の内容に適合した履行等の当否」に「否」と記入した場合のみ具体的に記入すること。

様式1

調 査 表

調 査 項 目	内 容
①業務を実施するに 当たり計画している 技術者等の人員配置 その他の当該業務の 実施体制	
②労務等の提供につ いて市場価格以下の 価格による提供が可 能な場合の理由	
③現在実施している 業務のその実施状況	
④価格の算定に当た り、技術計算等につ いて外注している場 合にあっては、その 外注内容	

⑤以前受託した業務委託における実施状況	
⑥経営状況等	
⑦労働社会保険諸法令の遵守状況	
⑧その他価格の算定の調査に関し必要と認められる事項	

## 1. 調査概要

業 務 名		調査年月日	年 月 日		
入札業者名		入札年月日	年 月 日		
調査実施者	担当課長				
調査出席者					
予定価格	円	調査基準価格	円	入札価格	円

## 2. 調査結果

調 査 項 目	調 査 結 果
①業務を実施するに 当たり当該低価格入 札者が計画している 技術者等の人員配置 その他の当該業務の 実施体制	
②当該低価格入札者 が、労務等の提供に ついて市場価格以下 の価格による提供が 可能である旨の主張 をしている場合に あっては、その理由	
③当該低価格入札者 が現在実施している 業務のその実施状況	
④当該低価格入札者 が価格の算定に当 たり、技術計算等につ いて外注している場 合にあっては、その 外注内容	

⑤当該低価格入札者が以前受託した業務委託における実施状況	
⑥当該低価格入札者の経営状況等	
⑦労働社会保険諸法令の遵守状況	
⑧その他価格の算定の調査に関し必要と認められる事項	

### 3. 対応方針

--

様式3

### 低入札価格調査結果表

平成 年 月 日開催した事務事項審査委員会において、下記のとおり決定した。

事務事項審査委員会  
委員長

記

業 務 名				
予定価格：A	円		調査基準価格：B	円
低価格入札者名	入札価格（円）	落札率（％）	調 査 結 果 の 表 示	
	C	C/A	契約の内容に適合した履行等の当否	理 由
摘 要				

※1 「契約の内容に適合した履行等の当否」の欄には、「当」又は「否」を記入すること。

※2 「理由」の欄は「否」と記入した場合のみ具体的に記入すること。

# 清掃業務仕様書

- 1 業務名 ガスサロン清掃業務
- 2 業務場所 仙台市青葉区中央二丁目10-24  
仙台市ガス局ショールーム「ガスサロン」
- 3 業務内容 本業務は、ガスサロンの日常の清掃と、床ワックス清掃およびガラス窓清掃を定期的に行うものである。
- 4 履行期間 平成31年(2019年)4月1日から平成34年(2022年)3月31日まで。  
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
- 5 一般的事項
  - (1) 本仕様書は、ショールームを清掃するための大要を示すものであり、美観保持及び維持管理上で必要と認めた作業については、本仕様書に記載のない事項であっても発注者の指示に従い実施すること。
  - (2) 清掃業務に必要な用具、消耗品、事務用品等について
    - ① 清掃業務に必要な用具、消耗品、事務用品等で特に指定のないものは委託料に含む。
    - ② 清掃用具及び事務用品等は、再生材料や非塩ビ素材を使用し、部品交換が可能な長寿命設計である等、環境負荷の低減に努めた製品の優先的な調達(グリーン購入)に努めること。
    - ③ 洗剤、石鹼、ワックス等の消耗品は、水環境等に負荷を与える物質の使用にあたっては、適正量の使用に努めること。
    - ④ ②、③は事前に発注者の検査を受け合格したもの又は承認を受けたものと同一規格の物を使用すること。  
※ 参考(消耗品数量) 水石鹼は年間1200程度を用意すること。(過去実績より算出)
  - (3) 高所作業を行う作業員は、労働安全衛生法による講習を受講して修了書を携帯している者、又は高所作業車運転技能講習修了者とする。
  - (4) ゴンドラ作業を行う作業員は、ゴンドラ安全規則の講習修了者とする。
  - (5) 受託者は、作業資格者証の写しを事前に委託者に提出すること。
- 6 日常清掃について
  - (1) 作業日  
作業日は、原則として毎週月曜日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)以外の日とする。但し、発注者が特に認め、又は指示した場合はこの限りではない。
  - (2) 作業時間  
午前9時30分から午後5時30分まで。
  - (3) 清掃範囲  
別紙「清掃箇所別作業内容等一覧」のとおり。
  - (4) 作業内容
    - ① 別紙「清掃箇所別作業内容等一覧」のとおり。  
※ 作業時間について、作業周期の中に「2」とあるものは、午前と午後に1回ずつ清掃すること。
    - ② 椅子等の移動できるものについては移動して実施し、終了後は元に戻すこと。
    - ③ 実施にあたっては、関係者と協議のうえ、発注者の業務(販売会・イベント等)に支障のないように行うこと。
    - ④ 衛生消耗品の補充について、トイレトーパー以外は受注者の負担のうえ準備する。
    - ⑤ 1F・2Fの展示コーナーで土足厳禁の部分や畳の部分があるので、清掃方法を発注者と協議してから行うこと。

(5) 作業員

- ① 来館者に不快感を与えないよう発注者の規定する被服を着用し、身だしなみを整えること。
- ② 着替え・休憩は指定の場所で行うようにすること。

7 定期清掃について

(1) 定期清掃の種類

床ワックス清掃と窓ガラス清掃の2種類。

(2) 作業月日

作業日は、原則として休館日に行くこととする。但し、発注者が特に認め、又は指示した場合はこの限りではない。作業月は以下のとおり。

1) 床ワックス清掃

6月、10月、2月の年間計3回。

2) ガラス窓清掃

6月、10月、2月の年間計3回。

但し、降雨等が予測される時は、双方協議の上で作業日を取り決めることとする。

(3) 作業時間

午前9時30分から午後5時まで。

(4) 清掃範囲

1) 床ワックス清掃

別紙「清掃箇所別作業内容等一覧」のとおり。(床ワックスのところに有がついている部分)

2) ガラス窓清掃

別紙「清掃箇所別作業内容等一覧、定期清掃時ガラス窓清掃面積」のとおり。

(5) 作業内容

1) 床ワックス清掃

- ① 椅子等の移動できるものについては移動して実施し、終了後は元に戻すこと。
- ② 実施にあたっては、関係者と協議のうえ、発注者の業務に支障のないように行うこと。
- ③ 1Fの展示コーナーに土足厳禁の部分があるので、発注者と協議してから行うこと。

2) ガラス窓清掃

- ① ガラス面に水又は中性洗剤を塗布し、汚れを除去して、窓用スクイジーで汚水を除去する。  
飛散防止等を目的としてガラス面にフィルムを貼付しているので、傷をつけないよう作業するとともに、  
粉塵等によって傷のつく恐れがあるので水又は洗浄液を十分に塗布してからスクイジー操作を行うこと。
- ② ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。
- ③ ガラス回りのサッシ全体を除塵を行い、サッシ全体をタオルで清拭する。
- ④ 椅子等の移動できるものについては移動して実施し、終了後は元に戻すこと。
- ⑤ 実施にあたっては、関係者と協議のうえ、委託者の業務に支障のないように行うこと。

8 火災及び盗難の防止

受注者は作業の実施にあたり、各室の鍵の授受を明らかにして作業中および作業終了後の火災、盗難の防止、風紀衛生に注意し、窓・出入口扉等の施錠を完全にすること。

9 整理整頓

作業終了後は、移動した椅子等及び掃除用具類は、所定の位置に整理整頓すること。

## 10 損害賠償

作業実施にあたって庁舎及び工作物その他に対して損害を及ぼした時は、受注者はその損害賠償の義務を負う。

## 11 破損個所の報告

受注者は、作業中に庁舎及び工作物その他の破損箇所を発見したときは、直ちに委託者に報告すること。

## 12 作業完了の確認

作業完了後は、委託者または委託者の指定する者の確認を受けること。

指摘事項があった場合、直ちに再業務を行うこと。

## 13 環境への負荷の低減

本市の環境マネジメントシステムの運用に協力し、環境汚染の防止、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量及びリサイクルなど環境への負荷の低減に努めること。

## 14 習熟期間

受注者は、発注者より指示のあった場合、契約締結後、業務開始までの期間に、発注者の指定する者より業務の引き継ぎを受け、業務を履行する上で必要な事項について習熟しなければならない。

また、業務履行期間中に他事業者へ引き継ぎが必要となった場合には、履行期間通常の業務を行うほか、業務を履行する上で必要な事項について業務を引き継ぐ事業者へ引き継がなければならない。

この場合、発注者はその機会を提供するものとし、受注者は自己の負担と責任において行うものとする。

## 15 特記事項

- (1) 本施設の休館日は毎月第2・第4月曜日。但し、12月は第2月曜日のみ。及び12/29～翌年1/3とする。
- (2) 本業務の実施に必要な施設のガス、電気、水道等の使用に係る費用は、発注者の負担とする。
- (3) 本業務に伴い発生した廃棄物の処理は、原則として受注者の負担とする。
- (4) 受注者は、本業務の実施にあたり適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。
- (5) 本施設は完全禁煙となっているので、敷地内での喫煙は禁止する。
- (6) 本仕様に定めがなく疑義の生じた場合は、発注者と受注者で協議することとする。

## 清掃箇所別作業内容等一覧

清掃場所		分類	面積(m <sup>2</sup> )	作業内容	作業周期	定期清掃時 床ワックス
1階	風除室(北側)	硬質床	8.760	除塵及び部分水拭き	2	無
	風除室(南側)		6.000	フロアマット除塵・扉ガラス拭き・ごみ収集	1	
	モール	硬質床	289.852	除塵及び部分水拭き	2	有
	1階トイレ前室(通路)		8.472	ごみ収集	1	
	キッチンコーナー	硬質床	107.472	除塵及び部分水拭き・ごみ収集	1	有
	1階ショールーム	硬質床	209.873	除塵及び部分水拭き	2	有
				ごみ収集	1	
	1階男子トイレ	弾性床	14.645	除塵及び全面水拭き	2	無
	1階女子トイレ		21.700	洗面台・鏡拭き・衛生陶器洗浄	1	
1階オストメイトトイレ	11.210		ごみ及び汚物収集・衛生消耗品補充			
2階	事務室	繊維床	44.807	除塵・ごみ収集	1	無
	湯沸室	繊維床	14.863			
	更衣室・休憩室	弾性床	18.608	除塵及び部分水拭き・ごみ収集	1	無
	2階ショールーム	硬質床	307.078	除塵及び部分水拭き・ごみ収集	1	有
	2階トイレ前室(通路)	硬質床	2.706	除塵及び部分水拭き・ごみ収集	1	有
	2階男子トイレ	弾性床	11.210	除塵及び全面水拭き	2	無
2階女子トイレ	19.530		洗面台・鏡拭き・衛生陶器洗浄 ごみ及び汚物収集・衛生消耗品補充	1		
階段	階段(1階～2階)	硬質床	30.283	除塵及び部分水拭き・ごみ収集	1	有
	階段(2階～3階)		17.714			

### 定期清掃時ガラス窓清掃面積

		面積(m <sup>2</sup> )		
種別	名称	北側	東側	南側
ガラス窓	両面清掃	106.82	228.23	76.03
	片面清掃(外側のみ) 高さ:地上4.0m～12.0m程度	0	69.31	104.3